

# 令和8年度ガストロノミー人材育成事業業務委託 業務仕様書

## 1 目的

観光客が訪問先を選ぶ際に「食」が地域に人を呼び込む大きな決め手となることから、三重の「食」や「食文化」を深掘りし、発信することにより、国内外からの誘客の促進を進めていくことが求められます。また、三重県観光振興基本計画に沿い、ガストロノミーツーリズムを推進し、地域の生産者、料理人、宿泊事業者などさまざまな関係者による食文化の発信や体験プログラムの提供、関係者同士の交流機会の創出を支援する必要があります。

今年度は、世界有数の美食の街であるスペインバスク州サン・セバスティアンのシェフに加え、国内ガストロノミー先進地からトップシェフを招へいし、シェフによる実演講座の開催や、県内料理人との交流会を実施することで、地域連携のノウハウの向上、三重県ならではの食材の発見と調理技術習得、県内料理人の資質向上を図ります。

## 2 業務名称

令和8年度ガストロノミー人材育成事業業務委託

## 3 履行期間

契約締結日から令和9年1月22日（金）まで

## 4 業務概要

### (1) 事業統括コーディネーターの選定

本事業の目的を達成するために必要な知識や実績を有し、本事業を統括するコーディネーターを1名選定し、以下の(2)から(4)までに記載する業務を実施する。

### (2) 「スペイン料理人交流 in 三重」の実施

ガストロノミーにおける地域連携のノウハウの向上、三重県ならではの食材の発見、県内料理人の資質向上、食材に関する知識拡充を目的とし、スペインバスク州サン・セバスティアン及び国内のガストロノミー先進地からトップシェフを招へいして県内料理人との交流を行う。

単にサン・セバスティアンを模倣するのではなく、その本質を学び、三重県の実情に合わせて独自の魅力を生かすため、また、今後の取組を県全体で進めていくため、料理人同士の繋がりの強化に取り組む。

#### ア 交流概要

・実施時期 令和8年11月16日（月）～20日（金）のうち3日間を想定

・内容

##### (ア) 三重の食材の生産者訪問

対象： 県内の料理人等（現地参加10名程度）

所要時間： 半日～1日を予定（日中）

##### (イ) 実践交流会

対象： 県内の料理人等（会場参加10名程度、試食あり）

※全員が調理に参加する必要はない（見学・試食のみも可）

所要時間： 半日～1日を予定（日中）

(ウ) ガストロノミー実演講座

対象： 県内の料理人等（会場参加25名程度、試食・軽食あり）

※オンライン配信またはアーカイブ配信も行うこと

所要時間： 半日～1日を予定

イ 実施について

(ア) 交流全体に関すること

- ・業務の実施にあたっては、県と十分な協議を行うこと。
- ・スペインから招へいする料理人は、県が指定する者とする。  
※ミシュラン3つ星レストラン（アルサック）の料理人2名と日本人のコーディネーター兼通訳1名です。  
※事前調整は県が行っており、契約後、調整状況を引継ぎ、日本人コーディネーターと調整していただきます。
- ・スペインから来県する3名の航空券、宿泊費、交流に係る交通費（スペイン国内での移動、日本国内での移動）、旅行保険の費用を委託費に含めること。なお、交流外での食費等は自己負担とし、委託費には含めないものとする。  
※スペイン国内での移動の出発点は、レストラン（アルサック）とする。
- ・通訳は上記日本人コーディネーターが行うため、別途確保不要
- ・スペインの料理人、日本人コーディネーターの謝金として4,700ユーロを見込むこと。支払いは、日本人コーディネーターの指定する支払い先及び時期とする。
- ・スペインのシェフが交流期間に調理するレシピや食材手配を、日本人コーディネーターを通じて調整すること。調整にあたってはミーティング等により、スペインと日本両方の交流参加者の意向を十分にくみとること。
- ・交流期間を通して、今後の方向性を確実に参加者に伝えるため、県と協議のうえ、令和7年度スペイン料理人交流に参加した者の中から、交流全体を指揮するマネージャーを1名配置すること。
- ・交流マネージャーの報償費、活動のための交通費は、委託費に含めること。なお、交流外での食費等は自己負担とし、委託費には含めないものとする。
- ・業務の実施にあたり、航空券の手配等を行う場合は必要な資格を所持する者を配置するなど旅行業法を遵守すること。

(イ) 三重の食材の生産者訪問

- ・県産食材について理解を深めるだけでなく、フィールドワークを通じて、世界的なトップシェフの食材に対する考え方や、食材を選ぶ際の視点に触れる機会となるよう工夫すること。
- ・訪問先は、県と相談のうえ決定すること。
- ・(ウ) 実践交流会及び(エ) ガストロノミー実演講座のテーマ食材の生産者を優先的に訪問先に選ぶこと。
- ・生産者訪問に参加する県内料理人等の交通費は、参加者の自己負担とし、委託費には含めないものとする。

(ウ) 実践交流会

- ・サン・セバスティアンを手本とした、料理人同士が調理技術やレシピを共有し合うオープンマインドの醸成を図るため、これまでのスペイン料理人交流参加者を軸として、「美食の聖地 三重」を体現する料理人のネットワークを構築できるよう

考慮すること。

- ・三重県産のテーマ食材を2つ以上設定すること。テーマ食材は、ガストロノミーの推進に資する三重県ならではの食材とし、県及び交流マネージャーと相談のうえ決定すること。
- ・会場は、適切な衛生管理が整っており、調理及び飲食するスペースが確保された施設を、県と相談して選定すること。なお、会場使用料は委託費に含める。
- ・県及び交流マネージャーと協議のうえ、交流会で参加者が調理するメニューを決定すること。
- ・交流会で必要な食材の準備・手配をすること。なお、試作用及び交流会当日の食材費は委託費に含める。
- ・当日の運営について、交流マネージャーと十分な打合せをし、必要な場合は会場の下見やリハーサルを行うこと。
- ・交流会で使用する備品（映像機器、PC等）、調理器具、食材、食器等の一式を手配すること。
- ・会場設営・撤去等を行うこと。
- ・当日受付、司会進行等、講座運営にかかる一切の業務を行うこと。
- ・実践交流会に参加する県内料理人等の交通費は、参加者の自己負担とし、委託費には含めないものとする。

#### (エ) ガストロノミー実演講座

- ・三重県産のテーマ食材を2つ以上設定すること。テーマ食材は、ガストロノミーの推進に資する三重県ならではの食材とし、県と相談のうえ決定すること。
- ・ガストロノミーに先進的に取り組んでいる料理人2名以上を講師とすること。
- ・講師は事前にテーマ食材を用いたレシピを考案し、講座内で調理実演を行う。調理技術だけでなく、料理に込めたストーリーを伝える内容とすること。
- ・現地参加者が講師の調理の様子を直接見学できる施設を会場に選ぶこと。なお、会場使用料は委託費に含める。
- ・会場は、適切な衛生管理が整っており、調理及び飲食するスペースが確保された施設であること。
- ・デモンストレーション（調理実演）を実施するためのレシピを講師と確認し、食材の準備・手配をすること。なお、レシピ開発に必要な食材、講座当日の食材についても、委託費に含めることとする。
- ・講座で使用するレシピ、テキストは講師等と相談のうえ作成すること。なお、試作用及び交流会当日の食材費は委託費に含める。
- ・休憩時間に県産食材を使った軽食を会場参加者に提供すること。なお、三重県の伝統工芸品を調理器具に使用することが好ましい。これらの費用は委託費に含める。
- ・講座の様子について、オンライン配信を行うこと（またはアーカイブ配信用の動画データを作成すること）。
- ・講座で使用する備品（映像機器、PC等）、調理器具、食材、食器等の一式を手配すること。
- ・会場設営・撤去等を行うこと。
- ・当日受付、講師の対応、司会進行等、講座運営にかかる一切の業務を行うこと。

#### (オ) 参加者の募集

- ・交流の参加者募集案内、参加申込書の様式、募集チラシ（データ）を作成すること。

と。ただし、募集及び参加者の決定は県が行うものとする。

- ・参加費用は無料とすること。
- ・参加申込及び交流に係る問合せ等の対応等を行うこと。

(カ) その他

- ・業務の実施にあたっては、県と十分な協議を行うこと。
- ・必要なイベント保険等に加入すること。
- ・適宜業務の進捗状況を報告すること。また、必要に応じて情報共有を目的とした打合せを行うこと。打合せの内容については、打合せ記録を作成し提出すること。
- ・委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応を行い、県からの要請により速やかに対処すること。
- ・交流の各項目の内容及び効果に関するアンケートを県と協議し、作成・実施すること。アンケート回収後は、回答内容を整理して関係者及び県に報告すること。

(3) 「スペイン料理人交流 in 三重」の情報発信

- ・参加者の募集は、ガストロノミーの実践に関心の高い料理人等が情報を得やすいよう工夫すること。
- ・交流の取組成果を、県内外の観光客等に多く周知するため、SNS等、発信力がある媒体を活用し、広く発信すること。
- ・発信のためのハッシュタグを予め作成し、関係者がSNS等で情報発信する際に使用するよう促すこと。
- ・情報発信において、専用の Web サイトを構築する場合は、三重県の指定するサブドメインを使用すること (xxx.pref.mie.lg.jp)。「xxx」は契約締結後に県と協議のうえ決定するものとする。なお、サーバ証明書については、三重県が取得し提供する。このとき、サーバ証明書発行に必要となる CSR ファイルの作成及び Web サーバへのサーバ証明書適用作業は本業務に含むものとする。

(4) 委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

ア 内容

委託業務実績報告書には下記の項目を含めること。

- ・業務全体の総括
- ・業務の実施内容と結果
- ・次年度に向けての改善提案
- ・本事業において制作された資料等
- ・その他、県が成果品として提出を求めるもの

イ 提出方法

紙 (A 4 両面) 1 部と電子データ (PDF) をそれぞれ郵送又はメールで提出すること。

ウ 提出期限

履行期限である令和 9 年 1 月 22 日 (金) までとする。

5 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

## 6 委託費及び経費等

委託料の範囲内で当該事業を行うものとし、対象経費は本事業の実施に真に必要なものに限る。

## 7 業務遂行体制

### (1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

### (2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

### (3) その他

業務担当者及び作業員は、本件庁舎等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

## 8 その他特記事項

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

(3) 個人情報適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。

(4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(5) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。

(6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。

(7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

7 担当所属

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 県産品振興課 県産品販売促進班 担当：太田、青山

電話：059-224-2336 電子メール：[syokusan@pref.mie.lg.jp](mailto:syokusan@pref.mie.lg.jp)